

第202回  
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第3号

令和3年3月3日かすみがうら市農業委員会告示第3号をもって、令和3年3月10日(水)  
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第202回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和3年3月10日(水) 午後2時00分開会  
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 栗山 千勝	2番 塚本 勝男	3番 海東 功	4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	7番 貝塚 光章	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 鈴木 良道	12番 久松 弘叔
14番 栗原 進一	15番 欠 員		

4. 欠席委員

13番 市川 敏光

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫 係長 横田 桂明  
主事 下川 華帆

6. 議事録署名委員

3番 海東 功 4番 外塚 孝雄

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について  
報告第5号 農地法第3条第1項第13号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について  
報告第8号 制限除外の農地移動届出の受理について
- ⑤ 議案審議について  
議案第14号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について  
議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第16号 現況証明願の交付決定について  
議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)  
議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について  
議案第20号 農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段の面積)の設定について
- ⑥ その他

8 閉会

午後3時20分開会

事務局長	<p>それでは、只今から、令和2年度 第202回農業委員会総会を開会いたします。只今の出席委員は13名で、会議規則第7条の定足数に達しております。よって、総会は成立しております。</p> <p>なお、委員会会議規則第4条により、13番 市川敏光委員から欠席届が提出されております。</p> <p>それでは、会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議長	中山会長あいさつ
議長	はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。
事務局長	(諸般の報告朗読)
議長	次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、3番 海東 功委員、4番 外塚 孝雄 委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の横田係長を指名いたします。
議長	次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議長	次に報告第5号から報告第8号までの報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が配布されていますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。 報告案件について、ご意見ご質問等ありましたら、お願いします。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議長	それでは、議案審議に入ります。 「議案第14号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 なお、番号14番、番号15番については、この後の農地法第5条許可案件の番号10番と関連がありますので、農地法第5条の許可と併せて審議をお願いします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
12番 久松委員	<p>3月3日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、栗山委員と外塚委員と私、久松の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは説明いたします。</p> <p>番号1番は、●●地内の●●●●●●●●から約1km南東に位置する田1筆になります。現況は、きれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。レンコンを作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号2番は、●●地内の●●●●●●●●から約1.2km南東に位置する田2筆になります。</p>



議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号7番は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長	番号8番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号8番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号8番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号9番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号9番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号9番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号10番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号10番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号10番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号11番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
14番 栗原委員	合同会社は、何をやっている会社ですか。
事務局	それでは説明いたします。こちら●●●合同会社は、昨年6月に設立した法人になりまして、本拠地は阿見町にあります。こちら法人の目的としましては、農作物の栽培、こちらを中心とする業態となります。
14番 栗原委員	面積はもっているのかな。
事務局	こちらの法人につきましては、昨年12月に龍ヶ崎市のほうで、農地所有適格法人になっておりまして、農地のほうは、所有しております。
6番 飯田委員	●●さんて、●●●の関連とは違うのか
事務局	はい、説明いたします。こちらの代表者の●●氏につきましては、この方は●●●●の方なんです、従業員として、実際に農作業にあたらせているのは●●●●というように聞き及んでおります。
1番 栗山委員	はい、議事進行
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号11番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	賛成多数ですので、番号11番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号12番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)









	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番から番号9番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号7番から番号9番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号10番について審議いたします。なお、番号10番は、議案第14号の番号14番、番号15番と営農型太陽光発電施設で関連がありますので一括審議といたします。ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号10番及び議案第14号の番号14番、番号15番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号10番及び議案第14号の番号14番、番号15番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号11番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号11番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号11番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号12番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号12番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号12番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第14号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」及び「議案第15号農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第16号現況証明願の交付決定について」上程いたします。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
議 長	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
4番 外塚委員	それでは説明いたします。 番号1番になります。図面番号10番と併せてご覧ください。申請地は、●●●●●から約800m南東に位置する畑1筆になります。こちらは、23年以上前から山林化しており現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。 続きまして番号2番になります。図面番号11番も併せてご覧ください。申請地は●●●●●から約600m北東に位置する畑1筆になります。こちらは、23年以上前から

	ら山林化しており現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました 続きまして番号3番になります。図面番号12番も併せてご覧ください。申請地は、 ●●●●●●から約400m東に位置する畑1筆になります。こちらは、26年以上前から 資材置き場として利用されており現在に至っていることから、証明しても問題ない と判断しました。以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いします
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付 することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり交付 することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり交付 することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第16号現況証明願の交付決定について」は原案のとおり交付することに決定 いたしました。
議 長	次に、「議案第17号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利 用集積計画の決定について」上程します。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。 14ページをご覧ください。今回利用権の設定は、全体で29件、面積は79,203㎡ です。内訳は新規19件、再設定が10件で主な作付け作物レンコン、水稻、野菜です。 農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると 考えます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第17号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議 長	全員賛成ですので、「議案第17号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは説明いたします。 19ページをご覧ください。茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が17件、面積が65,007㎡です。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議 長	議案第18号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第19号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。27ページをご覧ください。 市長より、令和3年2月24日付けで農用地利用配分計画案の意見が求められています。計画案につきましては、茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が60件、面積70,991㎡です。 番号1番から番号6番については、担い手が規模縮小に伴い、農地中間管理機構が新たに農地利用配分計画を定め、県知事が認可、公告後に新たな受け手に農地を貸し付ける流れになります。番号7番、番号8番については、議案第18号の番号17番の中間管理権を得るための内容となります。これにより管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が認可し公告することにより、新たに受け手に農地を貸し付ける手続きの流れとなります。番号9番から番号60番については、議案第18号の番号1番から番号16番の配分計画案になります。これについては、すでに農地中間管理機構と茨城県との協議が終了しており、当総会で可決されると認可されます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第19号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第19号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第20号農地法第3条第2項第5号の下限面積の設定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>それでは、説明いたします。33ページをお開き下さい。  補足説明を加えながら、議案の説明をさせていただきます。  まず、下限面積とは、経営面積があまりに小さい場合、農地の生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、農地法第3条の許可後に、経営する農地面積が一定以上確保できない場合には、許可はできないとするものです。  農地法では、農地の下限面積は、北海道は2ha、都府県は50 a 以上とするものと定められております。ただし、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などから見て、その地域の実情に合わない場合は、農業委員会が下限面積を定めることができることになっております。  平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定することができることになりました。  「農業委員会の適正な事務実施について」が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積の設定または、修正の必要性について審議することになっております。  このため、令和3年度の下限面積の設定については、以下のとおり提案いたします。なお、参考資料としまして、34ページ目に農地法施行規則の抜粋と35ページ目に2015年農林業センサスの抜粋を添付しておりますので参考にしてください。  議案の(1)農地法施行規則第17条第1項の適用について  こちらの方針としましては、現行下限面積(別段面積)50 a の変更は行わないこととします。  その理由としましては、2015農林業センサスにおいて、管内の農家で50 a 未満の農地を耕作している農家が、全農家数の4割に満たないためとなります。  また、令和2年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は約4.1%と低い状況となっておりますので、農地法施行規則第17条第1項の規定は適用できる状況ではなく、別段面積は50 a のままとしたいと考えております。  次に、(2)農地法施行規則第17条第2項の適用について  こちらにつきましては、令和元年11月11日開催の第186回農業委員会総会において「農地付き空き家」にかかる農地については、下限面積を1 a にすることで議決を経ており、11月12日付けで農業委員会で告示を行っておりますので、方針としましては、現行の下限面積(別段の面積)1 a の変更は行わないこととします。  理由としましては、「空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」の「趣旨」にありますように、農業従事者の高齢化、後継者不足等の事由から発生する遊休農地化への対応として、新規就農者への住宅確保を支援し、本市への定住促進と遊休農地の解消を図るため、市街化区域を除く区域で空き家に付属した農地の内、かすみがうら市空き家情報登録制度に登録された農地について、下限面積1 a の基準を引き続き適用することにしたいと考えます。  以上、説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。  議案第20号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第20号農地法第3条第2項第5号の下限面積の設定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。  その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。</p>

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	他に事務局からありますか。
事務局長	①3月29日 午前9時30分～ 農業委員辞令交付式及び第1回臨時総会開催 ②令和3年度かすみがうら市農業委員会総会等開催日配布 ③県南農林事務所普及センターからさつまいも基腐病の注意喚起 ④互助会積立金の返還案内 ⑤この後、農業委員、推進委員の送別会開催案内
議 長	只今、事務局長から説明がありましたが、ご質問等ありませんか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	以上を持ちまして、第202回総会を閉会いたします。長時間にわたり、慎重審議、大変ご苦勞様でした。  (午後3時20分閉会)

かすみがうら市農業委員会長 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_